

兵庫県介護業務における労働環境改善・生産性向上支援事業実施要綱

1 目的

人口減少社会の到来による介護人材の確保が困難な状況の中、2040年問題を見据えつつ、急増・多様化する介護ニーズに的確に対応していくには、業務改善を進め、介護の向上を図ることが重要である。

当事業は、介護保険施設における業務全体の流れの再構築や、介護保険施設等における介護ロボット、ICT機器等の導入を支援することにより、介護職員の負担軽減及び業務の効率化等により、介護の質の向上を図り、介護ニーズに的確に対応できる体制を構築することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業

厚生労働省が定める「介護サービス事業（施設サービス分）における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、介護保険施設自らが生産性の向上に取り組むに当たり、職場環境の改善等に関する知識・経験を有する第三者に当該業務を委託するための費用を補助することにより、業務改善の取組を推進する。

① 対象施設

介護保険施設（特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院とし、介護療養型医療施設は除く。以下、同じ。）

② 対象となる事業内容

職場環境の改善等に係る支援について知識・経験を有する第三者（以下「業務改善支援事業者」とする。）の支援を受けて行う、介護保険施設における業務上の課題抽出作業から改善方針の検討、改善活動の評価といった一連の取組

③ 事業実施要件

イ 事業実施に当たり、「事前評価（課題抽出）」及び「業務改善に係る助言・指導等」、「事後評価」等の支援を行うこと。

※ 少なくとも上記を踏まえた実地による個別支援を3回以上実施すること。

ロ 事業を実施する介護保険施設は、業務改善支援事業者の支援を受けながら、事前評価（課題抽出）を踏まえた「業務改善計画」及び事業実施後の「事後評価書」を作成すること。

ハ 事業実施後、介護保険施設は、別に通知するところにより下記の内容を報告するとともに、事業の取組結果の横展開に協力すること。

- ・ ロで作成する「業務改善計画書」及び「事後評価書」
- ・ 横展開で活用するための事業実施報告資料

※ 取組成果が把握できる事項（目標の達成状況等）も記載すること。

④ 事業実施に当たっての留意事項

- イ 業務改善支援事業者は、事業の実施や個別の契約がなければ、事業を実施する介護保険施設に対して業務改善支援を行う立場になりえない者であること。
- ロ 市町が指定権者である介護保険施設は、県に事業の申請を行う際に、市町に対して事業の対象とすることについての意見書（別に定める。）の提出を求め、申請書類に添付すること。
- ハ 厚生労働省が定める「介護事業所に対する業務改善支援事業実施要綱」に記載された内容について順守すること。

（２）介護業務における労働環境改善支援事業

介護保険施設及び指定介護保険サービス事業所における介護ロボットの導入に対して補助を行い、介護職員の負担軽減や業務効率化を図ることにより、介護業務における労働環境の改善を支援する。

① 対象施設・事業所

- イ 介護ロボット等
介護保険施設、指定介護保険サービス事業所
- ロ 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
介護保険施設

② 対象となる事業内容

- イ 介護ロボット等
次のいずれかに該当する介護ロボット等であり、別に定める介護職員の負担軽減・業務効率化等に有用であると知事が認めるもの。
 - ・ 移乗介助
 - ・ 移動支援
 - ・ 排泄支援
 - ・ 見守り・コミュニケーション支援
 - ・ 入浴支援
 - ・ 介護業務支援
- ロ 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
見守り機器を効果的に活用するために必要な、以下の通信環境の整備
 - ・ Wi-Fi環境の整備
 - ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど、効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムの導入

③ 事業実施要件

- イ 事業実施に当たり、労働環境改善のために介護ロボット等の導入が必要で

あることを記載した、業務改善計画書「介護ロボット等導入計画書」を提出すること。

ロ 介護ロボット等を導入する際には、施設・事業所において導入委員会を開催した上で導入機器等を選定することとし、導入後は、その効果について検討を行うこと。

ハ 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備については、見守り支援に係る機器を新たに導入する場合、または新たにインカムを導入する場合のみ対象とする。

※ 見守り機器の追加導入に伴い発生する通信環境整備や、既存の通信環境整備の更新等については認められない。また、インカムの導入については、見守り機器の導入（または導入済）が前提であること。

ニ 介護ロボット等を導入後は、事後評価書「介護ロボット等導入報告書」を提出するとともに、介護ロボット等を使用した介護職員等は別に定める「介護ロボット導入に関するアンケート」を記入の上、提出すること。

ホ 導入後3か年度の間、導入機器の利用状況等について、「介護ロボット等使用状況報告書」により定期報告を行うとともに、必要に応じて調査の協力に応じること。

④ 事業実施に当たっての留意事項

イ 介護ロボット等導入計画書については、業務改善支援事業者又は介護保険施設等が自ら作成すること。介護ロボット等の販売業者等が作成をする立場となってはならないこと。

ロ 事業実施に当たり、介護ロボット等の販売業者等からの質疑については一切応じないこと。販売業者等を通じて手続き等を行う介護保険施設等については、当事業の対象施設・事業所から除外する。

ハ 厚生労働省が定める「介護ロボット導入支援事業実施要綱」に記載された内容について順守すること。

(3) 介護保険施設における業務効率化支援事業

介護保険施設において、ICT機器等の導入経費を補助することにより、介護サービスにおける日々の入力業務の大幅な削減やリアルタイムでの情報入力など業務の効率化等を図る。

① 対象施設

介護保険施設

※ 在宅介護事業所における業務効率化支援事業は、別に定めるところによる。

② 対象となる事業内容

介護業務の効率化を図るため、ICT機器等を活用して介護記録から請求業務までを一気通貫で行うことができるシステムの導入

③ 事業実施要件

- イ 事業実施に当たり、ICT機器等の導入の必要性を記載した「ICT機器等導入計画書」を提出すること。
- ロ ICT機器等を導入後は、「ICT機器等導入報告書」を提出すること。
- ハ 当事業を活用した補助は、原則として1施設1回のみであること。ただし、補助基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。
 - ※ 2回目の補助を受ける場合は、補助基準額から1回目に受けた補助額を控除した額を上限とする。

④ 事業実施に当たっての留意事項

- イ ICT機器等導入計画書については、業務改善支援事業者又は介護保険施設等が自ら作成すること。ICT機器等の販売業者等が作成をする立場となってはならないこと。
- ロ 事業実施に当たり、ICT機器等の販売業者等からの質疑については一切応じないこと。販売業者等を通じて手続き等を行う介護保険施設については、当事業の対象施設から除外する。
- ハ 「ICT機器等導入報告書」で報告のあった内容については、他の介護保険施設におけるICTの選択に資するよう、県のホームページ等で公表予定である。
- ニ 厚生労働省が定める「ICT導入支援事業実施要綱」に記載された内容について順守すること。

3 事業の実施期間

事業採択時に定めた日まで。

- ※ 介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業については、上記の日までに事後評価書を完成させ、業務改善支援事業者の委託を終了すること。

4 補助基準額

各事業の補助基準額は、以下のとおりとする。

事業区分		補助基準額	
介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業		1施設当たり対象経費の1/2以内 ※ 上限30万円	
介護業務における労働環境改善支援事業	介護ロボット等	1台当たり対象経費の1/2以内 ※1 上限は以下のとおり	
		介護ロボット等	上限額
		移乗介助(装着型・非装着型) 入浴支援	100万円
		上記以外	30万円
		※2 補助上限台数：知事が認める台数	

	見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備	1施設当たり対象経費の1/2以内 ※ 上限750万円										
介護保険施設における業務効率化支援事業		1施設当たり対象経費の1/2以内 ※ 上限額は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員数(常勤換算)</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人～10人</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>11人～20人</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>21人～30人</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>260万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 職員数は、施設・事業所に従事する職員として雇用契約を結んだ者の数とする。ただし、職員数は、直接サービスを提供する者のみとするが、管理者及び介護支援専門員等、ICTの活用が見込まれる職員も算入可とする。</p>	職員数(常勤換算)	上限額	1人～10人	100万円	11人～20人	160万円	21人～30人	200万円	31人以上	260万円
職員数(常勤換算)	上限額											
1人～10人	100万円											
11人～20人	160万円											
21人～30人	200万円											
31人以上	260万円											

5 対象経費

各事業の対象経費は、以下のとおりとする。

事業区分	補助基準額
介護業務における生産性向上支援(業務改善支援)事業	職場環境の改善等に係る知識、経験を有する第三者から業務改善の取組の支援を受けるための費用(コンサルティング経費)
介護業務における労働環境改善支援事業	介護ロボット等 ①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション支援、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかに該当する介護ロボットの購入に要する経費、又は自動排泄処理機をリースする場合の消耗品費(尿吸引パッド、リース期間中1日1枚、上限1年分) ※ 介護ロボット等は、申請に基づき、介護職員の負担軽減・業務効率化等に有用であると知事が認めるものに限る。
	見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 ①Wi-Fi環境の整備 配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など

	<p>②インカム 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど、効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む）</p>						
<p>介護保険施設における業務効率化支援事業</p>	<p>I C T機器等の導入のために必要な以下の経費</p> <table border="1" data-bbox="624 521 1369 801"> <tr> <td data-bbox="624 521 799 658">ソフト</td> <td data-bbox="799 521 1369 658">ソフトウェア、クラウドサービス、改修経費、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 658 799 752">ハード</td> <td data-bbox="799 658 1369 752">タブレット端末及びスマートフォン、インカムの購入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 752 799 801">その他</td> <td data-bbox="799 752 1369 801">導入研修に係る経費</td> </tr> </table> <p>※ ソフトについては、記録業務、情報共有業務、請求業務までが一気通貫となること。また、居宅介護支援事業所との情報連携に際して標準仕様を活用すること。</p>	ソフト	ソフトウェア、クラウドサービス、改修経費、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策	ハード	タブレット端末及びスマートフォン、インカムの購入	その他	導入研修に係る経費
ソフト	ソフトウェア、クラウドサービス、改修経費、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策						
ハード	タブレット端末及びスマートフォン、インカムの購入						
その他	導入研修に係る経費						

6 実施計画書等の提出

(1) 補助を受けようとする介護保険施設等は、別に通知するところにより、指定された期日までに以下の実施計画書等を県に提出すること。

- ・ 介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業
業務改善支援実施計画書
- ・ 介護業務における労働環境改善支援事業
介護ロボット等導入計画書
- ・ 介護保険施設における業務効率化支援事業
I C T機器等導入計画書

(2) 補助を受けた介護保険施設等は、別に通知するところにより、指定された期日までに以下の報告書等を県に提出すること。

- ・ 介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業
業務改善計画書及び事後評価書、事業実施報告資料
- ・ 介護業務における労働環境改善支援事業
【導入年度】
介護ロボット等導入報告書、介護ロボット導入に関するアンケート
【導入翌年度より3か年度の間】
介護ロボット等使用状況報告書
- ・ 介護保険施設における業務効率化支援事業
I C T機器等導入報告書

7 事業採択について

提出のあった実施計画書等を基に、予算の範囲内で補助事業者の選定を行うこととする。

なお、以下に該当する場合は、補助事業者として選定しないこととする。

- ・ 実施計画書等を施設等の運営法人関係者以外の者が作成した場合。
※ 業務改善支援事業者の支援を受けながら、作成する場合を除く。
- ・ 他の補助事業を併用して受ける場合。
- ・ 介護ロボット等またはICT機器等の導入に当たり、補助を受ける必要性が認められない場合。
- ・ その他、補助事業を受けるに相応しくないと判断した場合。

8 その他

その他、本事業を実施するために必要な事項については、別に通知する。

附則

この要綱は、令和2年4月14日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、同年4月30日から適用する。